

## 福生の野菜が給食に！ ～いきいき活動での特別メニュー～

10月11日、市内の7つの小学校の給食メニュー（カレーライス）に福生で採れたジャガイモとタマネギが使われました。

学校給食への農産物の提供は、大きさや量の問題で難しいとされてきました。今回は、小中学生が地域住民と一緒に清掃活動を行う「輝け福生いきいき活動」の日の特別メニューとして、市の学校給食課が野菜の提供を呼びかけ、JAにしたまの協力を得て、市内農業者5名が第1・第2給食センターに合わせてジャガイモ235キロ、タマネギ230キロを納品しました。

### 地場産野菜のカレーライス



他市町村では盛んに行われている地場産農産物の学校給食への提供ですが、農地の少ない福生市では通年での提供が難しい状況にあります。しかし、地産地消や食育の観点から、地場産食材での給食に期待が高まっている中、献立や収穫時期の調整をしながら積極的に取り入れていこうという動きがはじまっています。



当日朝の納品の様子

いらっしゃいませ！

## JAにしたま福生支店直売所

来年三月でリニューアル後二年となるJAにしたま福生支店直売所。新鮮な福生の野菜が買えるお店として、地域のお客さんにも定着してきたようです。

JAにしたま福生支店経済担当中野次長は「福生支店の直売所は、購買店舗ではなく、農家がどこにも介さず納品する本当の『直売所』。地元の生産者が作った新鮮な地場産野菜を販売しています。ぜひ地産地消を実践する場として活用してください。」と話していました。

「お鍋」や「おせち」など冬の楽しい食卓を福生の野菜で彩ってみませんか。

★年末年始の営業について★

年末 30日まで営業  
年始 5日から営業



生産者仲間で情報交換



値段付けの作業の様子

お気軽にお問い合わせください！

福生市農業委員会事務局

福生市生活環境部

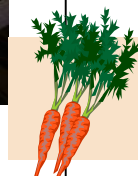
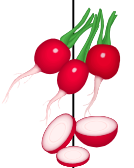
地域振興課 地域振興係内

TEL 042-551-1699

FAX 042-552-9433

E-mail

[f-sinkou@city.fussa.tokyo.jp](mailto:f-sinkou@city.fussa.tokyo.jp)



# 農業体験農園Q&A



近隣市では既に開設されてきている「農業体験農園」についてポイントを整理してみました。

**Q1：生産緑地でも体験農園は開設できますか？**

A1：できます。市町村長の許可を受ければ設置できることとされています。（簡易宿泊施設を除く）

**Q2：体験農園は相続税納税猶予の適用を受けることはできますか？**

A2：農業者が自ら行う農業経営としての体験農園は、納税猶予の適用を受けることができます。（適用に必要な要件を満たしている場合）

**Q3：利用者への指導等自分に務まるか不安なのですが？**

A3：東京都や東京都農業体験農園園主会等が、事前指導などのサポートをしてくれます。



ポイント

農業体験農園は、人に教えるという根気が必要で、時間や作業に束縛される等の性格があります。しかし消費者参加型の先進的農業を経営するというやりがいを感じることができます。興味のある方はお気軽に農業委員会事務局までお問い合わせください。

## Information

### 第58回 関東東海 花の展覧会

花に対する理解を深め、花の消費拡大を図ることを目的として開催される、日本最大規模の伝統ある花の展覧会です。デザインコンテストや装飾展示、花の販売等みどころが満載です。

★期間 2009年1月30日（金）～2月1日（日）

★公開時間 1月30日（金）12時～18時

1月31日（土）10時～18時

2月 1日（日）10時～12時半

★場所 東京池袋 サンシャインシティ文化会館  
2階展示ホールD

全国農業新聞

農業・農政に関する最新情報が満載です。

購読のお申し込みは農業委員会事務局までどうぞ。

★毎週 金曜日発行

★購読料 月600円（送料込）

ホームページ <http://www.nca.or.jp/shinbun>

#### ★農家台帳の作成について

年々変化する農業の実態を把握するために、平成21年1月1日現在の農家台帳の作成を行います。地元の農業委員さんが調査用紙をお配りしますので、ご協力をお願いします。

来年度より、東京都の調査に準じた集計を行うため、各品目ごとに収穫量を把握しておいていただきますようお願いいたします。

対象・・・5アール以上の農地を保有する市内の農家

#### ★農業委員会選挙人名簿登載申請について

毎年1月1日現在で選挙人名簿を調製していません。

市内に住所を有し、10アール以上の農地の耕作業務を営む人及び同居の親族または配偶者で、年間60日以上耕作に従事する人で、年齢20歳以上の人は選挙による農業委員の選挙権及び被選挙権を有します。申請書をJAにしたまからお配りしますので、必ず提出してください。